

直接協議スキーム開始までのスケジュール・課題の確認

その4

平成28年10月27日

ネガワット取引に関する実務者会議 事務局

- 来年4月は広域機関のシステム改修対応が困難な状況のため、暫定運用で開始する。
- 本格運用を踏まえた「直接協議スキーム開始までに対応すべき実務課題」について、その対応状況などをご確認願う。

スケジュール案は以下の通り、本格運用に向けたシステム改修は現状最短で来年10月を想定。

年度	2016(H28)						2017(H29)						
月	8	9	10	11	12	1	2	3	4	・	9	・	12
ネガワット 実務者会議	●	●	●	●	□				以降、3スキームの開始まで適宜開催 確定数量・第3者仲介スキーム				
【掲示板を利用・標準帳票化での暫定運用案】													
標準帳票	帳票案作成			補助資料作成					▼年間・月間提出開始				
									▼週間計画開始				
									▼翌日・当日計画開始				
【システム化・BP化での本格運用案（※最短運用開始ケース）】													
システム化		方針調整						要件定義 委託手続き	各社開発	連携 テスト	準備	▼運用 開始	
BP化	XML案 作成		BP案作成・ 調整		パブ コメ	修正 承認	▼BP 確定	補助資料作成					

業務フロー

大項目	中項目	小項目	番号	課題・対応
業務フロー	需要抑制計画の提出について	計画提出の方法	1 済	<ul style="list-style-type: none"> 運用開始まで時間が限られる都合、広域機関及び一般送配電事業者のシステム改修が最少となる方法で対応を検討すべきと考える。第1回の実務者会議で以下の通りに方向性を決定した。 (暫定運用) 需要抑制計画(ベースライン+抑制計画)と需要調達計画は別帳票として運用する。 (本格運用) 需要抑制計画と需要調達計画を合わせて1帳票にする。 計画の変更期限(断面毎) → 通常の利用計画の期限通り。 送電損失分を含めた送電端値にて提出する。
		計画の提出先	2 済	<ul style="list-style-type: none"> ネガワット事業者は広域機関に計画を提出する。広域機関は一般送配電事業者へ計画を送信する。
		需給監視の計画取得	3 済	<ul style="list-style-type: none"> 直接協議スキームにおいて、広域機関として需要調達計画に追加で需給監視に必要となる情報は特になし。
	連系線利用計画の管理	—	4 済	<ul style="list-style-type: none"> 特定卸供給(ネガワット電力)を用いた連系線利用計画についても、他の利用計画と同様に取り扱う考えとする。
	事業者コード等の申請	—	5 資料2	<ul style="list-style-type: none"> ネガワット事業者の事業者コード登録、申請の条件 需要抑制計画のコードが新規に必要な場合は広域機関ルールに規定する必要がある。(指針269条) 小売電気事業者コードを持っていても、改めてネガワット事業者用の事業者コードを申請いただく。(資料2)
	需要抑制計画の授受 (ネガワット事業者 ⇒小売電気事業者)	情報伝送方法 提出タイミング等	6 資料2	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関への変更計画の提出するための、ネガワット事業者と小売電気事業者間のデータ授受方法。
	需要抑制実績の提出について	実績提出の方法 / 提出先	7 資料2 継続	<ul style="list-style-type: none"> 一般送配電事業者から小売電気事業者とネガワット事業者双方への具体的な通知方法。
	営業時間	—	8 済	<ul style="list-style-type: none"> 暫定運用期間中も原則24時間、計画を受付する。 ただし、掲示板のメンテナンス時間など受付停止をせざるを得ない時間が存在する可能性もあり、その場合は予めアナウンスする。

大項目	中項目	小項目	番号	課題・対応
システム 対応	暫定運用中の 需要抑制計画の ファイル形式	XMLファイル	9 済	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関で入力支援ツールを開発する。 XMLファイル上の各項目の制約条件が、支援ツールからシステムになった時に大きく変わることが無いように、XMLファイルの形式／各項目の使い方・制約などの詳細規定をシステム化前に実施すべき。
	需要抑制計画の送受信方式 (事業者→広域機関)	暫定運用：掲示板 本格運用：File Upload、 または BP/WEB-API	10 済	<ul style="list-style-type: none"> システム開発等の都合、暫定運用期間は掲示板利用とする。開発可能時期により、本格運用ではファイルUploadまたは、BP/WEB-APIに対応していく方向とする。
	需要抑制計画の送受信方式 (広域機関→一般送配電)	暫定運用：掲示板 本格運用：BP送信	11 暫定は 済	<ul style="list-style-type: none"> システム開発等の都合、暫定運用期間は掲示板利用とする。開発可能時期により、本格運用ではBP送信対応とする。 ※ システム開発等の都合、来年4月時点でのBP送信対応は困難と考える（p2のスケジュール参照）。
広域機関 システム 対応	マスター管理機能	<広域機関内の課題> 事業者マスターコード体系の整理（運用と連携）	12 広域で 検討	<ul style="list-style-type: none"> 新たなコード体系を設定する場合、計画受付機能の改修が必要となる。（改修規模大）
	整合性チェック (計画内、 計画間の整合確認)	必要性の検討	13 済	<ul style="list-style-type: none"> 需給状況の正確な監視のため、小売電気事業者の計画とネガワット事業者の調達・販売計画の整合性チェックを行う。 需要抑制計画（ベースライン+抑制計画）のチェックはしない。
	赤紐の付け方	<広域機関内の課題> 自動紐付機能改修	14 広域で 検討	<ul style="list-style-type: none"> 紐付方法の検討
広域機関 運用	事業者コード管理	<広域機関内の課題> 事業者コード体系の検討	15 広域で 検討	<ul style="list-style-type: none"> ネガワット事業者のコード体系を規定する必要あり。（新規制定、既存流用） 既存のコード体系を流用するよう検討中。
		<広域機関内の課題> マスター申請・登録方法	16 広域で 検討	<ul style="list-style-type: none"> 利用者向け説明資料の改定 機関内業務マニュアルの改訂 申込み様式の策定

大項目	中項目	小項目	番号	課題・対応
BP標準	BP内容調整	必要項目等の確認	17 資料2	【暫定運用】・実務者会議にて帳票に必要な情報として、どのような項目があるか確認する。（資料2） 【本格運用】・本格運用に向けてBP化（1ファイル化）を進める。
		標準規格	18 資料2	【本格運用】・広域機関で案を作成する。 ・発電計画等BP標準規格に包含するか新規作成するか。
	BP制定	BP案の作成	19 資料2	【本格運用】・本会議での意見をもとに広域機関で案を作成する。
		意見募集等	20 継続	【本格運用】 パブリックコメント（広域機関業務規程第187条2項）
	需要抑制実績通知	標準化帳票、BP案および運用方法の検討	21 資料2 継続	・実績通知においては、帳票の仕様を合わせるのではなく、情報項目を合わせるように検討した（資料2）
スイッチング支援システムの利用法	ルール	業務規程・送配電等業務指針・利用規約・個人情報共同利用ポリシー等	22 資料3 継続	・業務フローを確認した。 ・個人情報の共同利用範囲の設定は資料3、p22～p26で説明する。共同利用プライバシーポリシーの記載は事務局で継続検討する。
	事業者登録	ネガワット事業者に求める4要件への対応方法検討	23 一部 継続	・一般送配電事業者との契約にてネガワット事業者の4要件を確認する。（広域機関による契約成立の確認方法は継続検討する。） 契約前の時点で、ネガワット事業者はスイッチング支援システムを利用できないため、需要者が小売事業者経由で情報取得いただく。
	ネガワット取引の対象外となる機能の扱い	スイッチング支援システムは機能一部制限ができない	24 継続	・ネガワット事業者が託送異動関係の機能を使用できてしまう。もし誤って使用した場合の対応について、検討が必要。 ・ルール（指針）上は利用できない。あくまで実務面の整理。
事業者への説明会	ネガワット取引の具体的な内容と必要なシステム対応等について	説明者の対象設定 開催時期	25 資料3	・取引の具体的フローや必要とするシステム準備等を周知し、理解いただく必要がある。（現在、11月上旬～中旬を想定。） <対象> ・小売電気事業者 ・ネガワット事業を考えている者

「確定数量契約スキーム」と「第三者仲介スキーム」は、平成29年4月以降の「直接協議スキーム」の実働を通じて認知した課題・ニーズを踏まえ、検討を開始する。

- ◆ 「第三者仲介スキーム」は「直接協議スキーム」と異なり、ネガワット事業者と小売電気事業者が結ぶネガワット調整金契約に関わる複雑な部分の仕組みを決める必要がある。また、その上で仲介者の選定と仲介者による仲介取引システムの開発は必須である。
- ◆ 「確定数量契約スキーム」は、適正な需給バランス監視のため広域機関と一般送配電事業者のシステム改修が必須となり、「直接協議スキーム」のように暫定運用での取引開始は難しいことを確認した。
- ◆ システム構築にあたり具体的な課題・ニーズをしっかりと把握する必要があるところ、類型1②のネガワット取引の実働経験の無い状況では、それら課題・ニーズの把握は困難である。



まずは「直接協議スキーム」の実働状況を通じ、類型1②のネガワット取引に関する知見を蓄え、実務の理解を得た後に「確定数量契約スキーム」と「第三者仲介スキーム」を検討するとした。
(なお、システム開発は直接協議スキームと同様、取引の仕組み決定から少なくとも1年程度の開発期間が必要と想定する。)

代表契約者制度により需要BGを組んでいる場合、以下の2点において小売事業者が抱えるリスクの存在と実務的な対応可能性に対する懸念がある。小売事業者の負担を軽減する対策が必要ではないか。

- ① 供給契約者は、複数ネガワット事業者から通知された情報を加工（取捨選択）した上で、代表契約者に振り分けて通知する必要があり、加工によるミスや処理時間が増加するリスクがある。
- ② 供給契約者からの通知も含め、最終的に代表者契約者が取り扱う情報量としては、
ネガワット事業者数×需要BGの供給契約者数×エリア数
といった膨大な情報量となる可能性があり、①と同様のリスクを抱えている。
(例：10×10×9=900 … 30分毎にこれだけのファイルがメール等で送付されて来る可能性があるが、これを短時間で処理する必要がある)

- ◆ 広域機関へ提出する計画は必須項目に整理済み、さらなる提出計画への対策は困難か。
- 小売電気事業者の処理時間でネガワット事業者からの連絡受付に締め切りを設定すると考える。
ネガワット事業者は、小売電気事業者で必要となる処理時間を短くするように連絡項目や運用方法を工夫すると、連絡受付締め切り時間を延ばすことができると考える。
- ◇ まだ実際の取引について不明な点が多い状況。なお、平成29年4月は暫定運用の取引開始であり、本格運用にあわせて何らかの対応を検討できる余地はあるか。

【対応案】

平成29年4月以降の直接協議スキームによるネガワット取引の実働状況を見た後に、本格運用にあわせて何らかの負担軽減の対策をできないか検討することとしたい。

ネガワット事業者がスイッチング支援システムを使用できない場合、需要者が小売事業者経由で設備情報を取得することになっているが、小売事業者の立場からはネガワット調整契約・ネガワット契約の締結の成否が不明な段階で、小売事業者がネガワット事業者に代わりスイッチング情報を取得するとともに違和感を感じる。そこで、以下2案を提案する。

(提案1) スwitching支援システムの利用申請を先に行うことはできないか。

スイッチング支援システムの利用申請にはクライアント証明書が必要である。クライアント証明書の発行には事業者コードが必要となる。広域機関は事業者コードの発行にあたり、ネガワット事業者を自称する者を、本当にネガワット事業者であるか否かの判断が難しいため、事業者コード発行条件を、一般送配電事業者との需要抑制量調整供給契約の成立(≠締結)とした。その条件を満たしたならば、利用申請を先に行うことは可能と考える。(なお、一般送配電事業者による需要抑制量調整供給契約の成立に当たっては、ネガワット事業者に求められる4要件が確認される。)

(提案2) ネガワット事業者が需要者の許可をもとに、一般送配電事業者からデータ取得できるスキームとする方がネガワット事業者・小売事業者双方の立場とも実務的に進めやすくなるのではないか。

◇ 小売電気事業者では既に自社需要者から実績提供を求められるケースは多々、存在すると考える。したがって、小売電気事業者にはすでに情報提供スキームがあり、情報提供スキームのない一般送配電事業者に対応を求めるよりも合理的ではないか。

【対応案】

- ・ ネガワット事業者はスイッチング支援システムの利用のため、一般送配電事業者との需要抑制量調整供給契約の成立に向けて準備・協議いただく。
- ・ ネガワット事業者は需要者情報の取得をスイッチング支援システム利用申請より先に行いたい場合、小売電気事業者経由にて需要者の情報等を取得いただく。